

令和5年2月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和5年2月9日(木) 午前 9時30分から 10時20分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長	17番	渡邊	万里
農業委員会会長職務代理者	1番	望月	稔
委員	2番	望月	英俊
	3番	田村	英俊
	4番	高井	修一
	5番	谷津倉	寛
	6番	笹古	時男
	7番	渡邊	武敏
	8番	近藤	敏男
	9番	鈴木	一孝
	10番	新舟	進
	11番	長尾	忠
	12番	佐野	隆洋
	13番	佐藤	正職
	14番	渡邊	哲史
	15番	太田	篤子
	16番	安藤	公男
	18番	後藤	環
	19番	荻田	丈仁

4.欠席委員

なし

5.議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長	古谷	隆明
統括主幹	深澤	公保
主幹	野村	昌寛
主査	武内	清高
主査	太田	久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め9番鈴木 一孝君、10番新舟 進君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。  
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第4号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第9号 農地法第5条第1項第7号の規定に係る買受適格証明についてまでの、計7件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第4号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。  
北部地区4番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ北部地区4番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は主要地方道富士富士宮線の今宮の交差点から東に進み、静岡県今宮雨量観測所の手前の交差点を北に500mほど進んだところにあります。譲渡人はシキミ農家でしたが、高齢化に伴い耕作管理ができないため売却を希望しています。譲受人は近隣でお茶の栽培を行っている方で、申請地を取得して経営を拡大したいとのこと。現地を確認したところ、申請地は農地で、一部不耕作地となっていました。農地への復元計画書が提出されており、北側を6月、南側を12月までに復元し、お茶の栽培を行う予定となっています。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 北部地区4番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。  
北部地区4番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、須津地区5番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ須津地区5番 朗読)

会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は沼津線沿いにあるUCC上島珈琲の富士工場から南東に300mほどのところの東部土地改良区内にあります。譲渡人は相続により取得しましたが、農業経験がないことから、中間管理機構を通じて譲受人に耕作してもらっていたそうです。今後相続していても困ることになるので、農家である譲受人に譲り渡したいとのこと。譲受人は中間管理機構から隣接地などを借り受けている大きな農家さんです。現地を確認したところ、田んぼとして耕作されており、周辺は東部土地改良区の地域ですので何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	須津地区5番についてご質問ございませんか。  (質問なし)  質疑ございませんので、裁決に移ります。 須津地区5番についてご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。
会長	次に、議案6ページの議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。 松野地区10番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ松野地区10番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は南松野の新井という地区で、主要地方道富士川身延線の馬坂トンネルの南松野側の出入口から南西に1kmほどのところにあります。段々になっていますが、まああの傾斜地です。譲渡人は70代で、現在は中之郷にお住まいですが、以前は申請地の南東の新東名高速道路が通っているあたりに住んでいた方です。譲受人は太陽光発電事業を行っている法人で、申請地を購入して太陽光発電事業を行いたいとのこと。現地を確認したところ、かなり以前から耕作放棄地となっていて、ほぼ一面真竹が生えている状態でしたが、今回の申請ため、今年のうちに7割程度伐採を行っています。周辺に農地はありますが、ほとんど耕作されていない状況のため、影響は無いと思われ。また、近隣に住宅がありますが、パネルの角度等を調整して影響が無いようにするとのこと。何ら問題ないかと思えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。

事務局	本案件は、生産性の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	松野地区10番についてご質問ございませんか。  (質問なし)  質疑ございませんので、裁決に移ります。 松野地区10番についてご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に大淵地区11番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ大淵地区11番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は中野の交差点から北に3kmくらい行くと大淵公園のグラウンドがあるのですが、そこから北東に700mくらいのところにあります。現地は200坪くらいの駐車場となっていました。譲受人は申請地の南側で製材会社を経営している方です。譲渡人が山林を含めた土地の売却を希望したため調査したところ、駐車場として使用している場所に農地が含まれていることが判明したことから、周辺山林とあわせて購入し、譲受人の経営する製材会社とその従業員のための駐車場として転用したいとのこと。現地を確認したところ、周辺農地への影響も無いようですので、問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、生産性の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区11番についてご質問ございませんか。  (質問なし)  質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区11番についてご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に浮島地区12番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ浮島地区12番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	申請地はマックスバリュ富士江尾店から主要地方道三島富士線を東に550mほど進んだところの南側にあります。譲受人の二人は夫婦で、譲渡人はその親です。分家住宅敷地とするために使用貸借による権利を設定したいとの申請です。現地を確認したところ、登記地目は田ですが、現況は畑として使用されており、野菜類を収穫した後のようでした。周辺は住宅があり、周辺農地への影響は少ないと思われると思います。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、以前は農用地でしたが、除外が完了しております。そのため現在は生産性の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	浮島地区12番についてご質問ございませんか。  (質問なし)  質疑ございませんので、裁決に移ります。 浮島地区12番についてご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。
会長	次に、議案7ページの議第6号 非農地証明申請書の審議について、審議をお願いします。 大淵地区1番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページ大淵地区1番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は大淵第二小学校から南東に700mほどのところにあります。申請者は申請地のすぐ北側にお住いの方です。この方は以前に自宅北側の農地にて盛土が行われましたが、現在は解消しています。本人は高齢で耕作することが難しいため、可能であれば山林として管理したいとのこと。現地を確認したところ、一部の太い木は伐採されていましたが、全体的に木が生えている状態でした。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	大淵地区1番についてご質問ございませんか。
委員(質問者)	申請地の北側の一部に、昨年農地法第5条による一時転用の許可を行ったところがあり、その東側に盛土を解消するために除去した土砂を沢に埋め立てる工事を行っている場所があります。このあたりは高齢化が進み、農地の荒廃が進んでしまっている地域ですのでやむを得ないのかなとは思いますが、工事で重機を使っているのですから、農地に戻せないということもないのではないかと思います。

事務局	その違法に盛り土されたものを是正するために沢に埋立を行っている工事についてですが、その工事は適切に埋立の許可をとって行っているものであり、行政書士などが間に入って行っております。
会長	そのほかにご質問ございませんか。
	(質問なし)
	質疑ございませんので、裁決に移ります。 大洲地区1番についてご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で非農地証明申請書の審議についての審議を終わります。
会長	次に、議案8ページの議第7号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。 事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案8ページ 朗読)
会長	事務局からの説明が終わりました。 このことにつきまして、ご質問等ございますか。
	(質問なし)
	質疑ございませんので、裁決に移ります。 農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議を終わります。
会長	次に議案9ページからの報告案件について、事務局から説明願います。
事務局	はじめに議案9ページ、10ページをご覧ください。 報第7号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方合意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数5件。 次に議案11ページ、12ページをご覧ください。 報第8号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、農地であったことをご報告いたします。件数2件。 次に議案13ページ、14ページをご覧ください。 報第9号 農地法第5条第1項第7号の届出に係る買受適格証明についてですが、この証明は農地法第5条の適用を受ける競売に参加するためのものであります。これは、所在地が市街化区域ですので、事務局長により専決処理し、買受適格証明をすでに発行したことをご報告いたします。件数2件。 今月の報告案件については以上です。

会長	次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。
事務局	(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)
会長	以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を 終わりとします。 続きまして議事(2)「非農地通知の審議について」審議をお願いします。事務局 より説明願います。
事務局	お手元にA4横で別冊・非農地通知一覧と記載された資料を配布していますの でご覧ください。 これは夏の暑い時期に委員の皆様や最適化推進委員にお願いして実施した農 地パトロールの結果を取りまとめたものとなります。 山林化が進み、再生利用が困難となった農地258筆、15.3ヘクタールについて 非農地として判断してよろしいか何うものとなります。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	事務局からの説明が終わりました。 このことにつきまして、ご質問等ございますか。  (質問なし)  質疑ございませんので、裁決に移ります。 非農地通知の審議についてご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で議事(2)「非農地通知の審議について」審議を終わりとします。  以上で議事はすべて終了しました。

令和5年2月9日

農業委員会会長

\_\_\_\_\_ [

同委員

同委員